平成２４年（フ）第３７９８号
大阪府東大阪市善根寺町３丁目３番９号、前住所大阪府東大阪市善根寺町４丁目３番36号
債務者　岸本　伸治
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８７４号
大阪府守口市藤田町４丁目27番16―104号、前住所大阪府守口市大久保町１丁目45番16―305号
債務者　上村　武夫
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８７９号
大阪市東成区中本５丁目３番18号　パレス宮本301号
債務者　早川　泰子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９０７号
大阪府交野市星田９丁目８番４―202号
債務者　岡本　隆明
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９３３号
大阪府交野市寺１丁目20番25号
債務者　Ｙ‘ｓイースこと　杉本　勇一
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９４５号
大阪府豊中市岡上の町１丁目１番22―201号
債務者　坂口研一郎こと　坂口研一郎
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０５３号
大阪府高槻市玉川２丁目８番405号、前住所大阪府大東市諸福３丁目８番５号
債務者　宮西　圭一
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５８６号
大阪市旭区大宮３丁目６番29号
債務者　野間　大輔
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５８８号
大阪府枚方市禁野本町１丁目７番２―207号
債務者　金子　正勝
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６６０号
大阪府茨木市上穂積２丁目３番28号
債務者　津田　茂和
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６６２号
大阪府高槻市南総持寺町５番35―102号
債務者　栗山　明子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７３２号
大阪府東大阪市森河内東１丁目12番１号　パークサイドハイツ野村602号
債務者　坂元　俊則
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７３４号
大阪市福島区吉野４丁目13番13号　きんきマンション303号、前住所大阪市福島区吉野３丁目７番７号　コスモプラザ野田501号
債務者　林　　恭子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７３５号
大阪市住吉区苅田１丁目５番21号　シャトー繁美４Ｄ号
債務者　加野岡郁子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７４１号
大阪市北区山崎町５番10号、前住所大阪市城東区諏訪４丁目11番17号
債務者　宮川　時一
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５２号
大阪府泉南郡岬町淡輪800番地の３、前住所大阪府泉大津市寿町２番38―206号
債務者　田川　祐典
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４２０号
大阪府和泉市鍛治屋町51番地の１
債務者　藤木ますみ
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係